

『教職支援センター一年報 2016』目次

投稿原稿

<小論文>

小・中社会科におけるアクティブ・ラーニングの比較 －教職科目「社会科教育法」「社会科教育法 II」の実践に焦点化して－ 関西大学文学部教授 安藤 輝次 ……	1
先人の自己変革に学ぶ一知をベースとした中学校道徳科指導法の提案－ 兵庫大学現代ビジネス学部准教授 岡本 洋之 ……	13
近現代史教育における憲法のあり方について 関西大学非常勤講師 高橋 陽子 ……	30
市民（保護者）の学校経営参加への課題と展望 －地域コミュニティのあり方と関わって 関西大学文学部教授 山本 冬彦 ……	39
教師はいかなる意味で専門職でありうるのか －中和の技法をめぐる困難と可能性から－ 関西大学社会学部教授 山本 雄二 ……	51

1. 教員の養成の目標

関西大学教職支援センターの基本理念 ……	62
----------------------	----

2. 教員の養成に係る組織

教員の養成に係る組織 ……	63
教職支援センター規程 ……	64

3. 教員の養成に係る授業科目

教職に関する専門教育科目および科目担任者一覧 ……	66
---------------------------	----

4. 教員免許状の取得の状況

各学部・大学院で取得できる教員免許状の種類・免許教科 ……	71
介護等体験 参加者数 ……	73
中学校・高等学校教育実習生数 ……	74
教員免許状取得状況・免許取得者数一覧（学部・大学院） ……	75
教員免許取得までの諸手続き ……	82

5. 教員への就職の状況

教員採用試験合格者状況・合格者数 ……	83
教員採用試験「大学推薦」の応募状況・合否結果 ……	86

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

中期行動計画について ……	87
介護等体験事前指導について ……	88
2年次生対象「教育実習受講希望者ガイダンス」について ……	89
3年次生対象「教育実習ガイダンス」について ……	91
教員養成フォーラムについて ……	93
教員採用試験合格者との情報交換会について ……	95

教職専門科目担当者研究会について	97
教員採用試験合格者壮行会について	98
教員採用試験に向けて～支援制度を積極的に活用しよう～	99
教員採用試験 受験案内一覧	100
教職支援センター 利用状況	102
教職関係ガイダンス日程	103

7. その他

教員免許状更新講習一覧	104
-------------------	-----

市民（保護者）の学校経営参加への課題と展望—地域コミュニティのあり方と関わって

関西大学文学部初等教育学専修教授 山本 冬彦

はじめに

1996年に中央教育審議会の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について—子供に『生きる力』と『ゆとり』を」が出されて、今年（2016年）で20年が経過した。この後、学校完全五日制などを基軸にした、「学校と学校外の連携」が教育改革のキーワードとなり、政府筋から、次々この「連携」に関わる政策が展開された。

さらに本年の8月に、中教審の教育課程企画特別部会から出された「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ（素案）のポイント」において、改訂の基本方針として挙げられている項目のなかで、「“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む『社会に開かれた教育課程』を実現（する）」という文言が記載された。

さらに「学習指導要領が、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容、学び方の見通しを示す『学びの地図』として、教職員のみならず、子供自身が学びの意義を自覚する手掛かりとしたり、家庭・地域、民間企業などにおいて幅広く活用するようにすることを目指す」と文章は続いている。

ここでいう「社会に開かれた教育課程」については、素案の本文で少し展開されていて、学校と社会とが、社会の変化に対応するための課題を共有できるためのカリキュラムという意味で、学校と家庭・社会との連携を教育内容のみならず、教育方法の分野においても進めていくことが目指されていると、とりあえず理解できる。

近代学校の成立の経過をめぐっては、「学校の社会からの分離」、「子どもたちの閉鎖的な学校への囲い込み」という議論が、従来から学説のレベルでは盛んに行われてきた。このいわば構造的ともいえるべき矛盾、つまり、もともと次の社会の担い手を育てるという課題を担う学校教育の場が、却って社会から遮断され、子どもたちの学びへの意欲や興味、関心が「宙に浮いてしまう」という事態に対しては、それを克服できるような「新しい学校」の創造への取り組みが、世界中で取り組まれてきた（例えば、J.デューイが『学校と社会』で述べている実験学校など）。ところが、このような「新しい学校」は、近代の学校教育の量的な拡大のなかでは、メジャーな勢力にはなれなかったし、日本では特にそうだったといえる。

戦後初期の教育改革や2002年からの学校五日制完全実施に対応した教育改革などは、このような大きな歴史的な文脈のなかで行われてきたといえるが、必ずしも社会的には十全な賛同や評価が得られているわけではない。ただ、学校と社会との連携というキーワードだけは、この間も「延命」していて、むしろ、教育政策の「通奏低音」のような形で、継続的に提案がなされてきたといえる。

そして、日本のこの二つの教育改革の時期には、いずれも学校教育と地域社会との関係が大きくクローズアップされた。特に、戦後教育改革の時期には、学習指導要領は「試案」として提示され、カリキュラムの作成権限は、各現場に任される形になった。そこで、「川

ロプラン」を初めとする、地域教育のためのカリキュラム作成が一種のブームとなり、様々な地域の課題に根差した教育計画作りが行われたことは、今更、言及するまでもないことである。この戦後教育改革では、先ほど触れたデュエイの『学校と社会』などに関心が集まったが、この時期の日本が急激な工業中心の産業化社会への移行期にさしかかっていたが故に、この改革はいわゆる「学力重視」、「学歴重視」の流れに押し流されていったといえる。

さらに、1993年から2002年にかけて段階的に学校五日制が実施されていったが、これは、教育の社会的役割分担を、学校一辺倒にするのではなく、社会との分有をより進めようとする施策であり、ここでは、地域社会での教育が改めて問われることになった。戦後から半世紀たったこの時は、1974年に高校への進学率が90パーセントを超えてから、ほぼ20年余りが経過し、70年代以降に高校に進学した世代が親世代となった時期でもあり、学校が社会から遊離しているという制度的構造が、はじめて政策のレベルで課題にされるようになったと位置づけることができる。

そこで、改めて、学校と家庭・地域の連携が政策のレベルで課題化され、それに対応した施策が矢継ぎ早に展開されるというのが、この20年間であったといえる。ところで、このような経過のなかで、上記の課題を議論するに当たって、踏まえておかなければならない、基本的な問題の構図がある。それを筆者は、次のように整理してみた。

1 学校、家庭、地域の連携が提唱されているが、特に、子どもが育つ家庭や地域社会の変化を踏まえた上での連携が可能かどうか。家庭や地域社会の「教育力の低下」が叫ばれて久しいが、もし仮に、そのような評価が妥当だとして、それでは、教育力の低下した家庭や地域社会と学校がどのように連携できるのか。

2 家庭や地域社会のコミュニティのあり方が変化したとして、そのなかで、既存の地域の人間関係、組織などをどのように変革させていくことができるのか、また、学校との連携のあり方をどのように更新していけばよいのか。

3 この20年の教育改革の議論は、政府の主導によるものであり、その内容には、民間で議論されてきた成果も取り込まれてはいるものの（例、学校五日制、総合的な学習の時間、学校外教育などは、関係学会や、1970年代の日教組制度検討委員会での議論が先行していた。）、いわばトップダウンの形で行われてきたが、それに呼応する保護者、市民の側のあり方をめぐる議論をどのように構築すればいいのか。

このそれぞれについては、次のような課題と展望が考えられる。

- 1について 職住の分離、消費社会の到来、「関係づくりのための仕組み」の再構築、
- 2について 家族関係、親子関係の変容のなかで、市民（大人）と子どもの関係の再構築
- 3について 教育についての市民の責任について、市民レベルの議論の再構築

このそれぞれについて、詳細の議論が政策決定の側からではなく、市民の側から主体的に議論と取り組みを行うことが、緊急かつ継続的な課題だといえるが、本稿では、これらの課題を深めるために、まず、学校と家庭・地域社会の連携の要の役割りを果たしてきたといえるPTA活動における課題を整理し、さらに教育への市民参加への展望を最近の政策動向と関連させて論じてみたい。

1 戦後の PTA の成立とそこでの基本的課題

現在、各学校で設立されている PTA は戦後の教育改革のなかで、アメリカ教育使節団の報告書に従い、当時の文部省が設立のための手引きやモデルとなる規約を公表して、同省の主導できわめて短期間に全国的につくられたといわれている。

1946 年 3 月 31 日付の同報告書、38 頁には、「初等および中等学校における教育」、「地方段階における権限」の六番目の項目のなかに、次のような文言が記載されていた。

「六、児童の福祉を増進し、教育計画を改善するため、両親と教師との団体組織の助長」（漢字は新字に改めた—引用者）¹

これを受けて、当時の文部省社会教育局は 1947 年（昭和 22）3 月 3 日付で「父母と先生の会」という文書を公表した。この文書は

一、趣旨と目的、二、「父母と先生の会」をつくる、三、「父母と先生の会」をどうして作るのか、四、「父母と先生の会」はこうして運営しよう、五、「父母と先生の会」の経費はどうしてつくるか、六、「父母と先生の会」ができるとどんな利益があるか。七、むすび

の七つの部分から構成されている。

最初の部分、「趣旨と目的」では、冒頭で端的に、

「子供達が正しく健やかに育って行くためには家庭と学校と社会とがその教育の責任を分けあい、力を合わせて子供達の幸福の為に努力していくことが大切である。」

という指摘から始まり、学校と家庭、社会の「密接な連絡」の必要性が強調されている。

「子供のためにつくすのは先ず子供の生活や気持ちや性質を十分に理解することが必要である。それから子供達が学校でどんな教育を受けているか、学校の外でどんな日常生活を送っているか、つまり子供達が生活している環境を知らなければならない。学校で教えられ、しつけられたことも、社会が悪ければ次からつぎにうちこわされていって先生の努力も空しくくずれていく。家庭は子供達はその生活の大部分を送っているところであるから、そこで子供達が受ける影響は非常に大きい。ところが現在の実情はというと、この子供達に影響を与えるこの学校、家庭、社会という三つの場所が相互に密接な連絡をもたず、みんなばらばらになっていることが多い。

これでは子供達の教育が十分に実を結ぶことはできない。この三つの場所がお互いに十分に連絡し、子供達に与える影響を考えあって補い合うことが何よりも必要である。そして子供達に色々要求するのみでなく子供達の幸福のためにどうすれば一番よいかを真剣に考えてその実現に努力して行く。必要とあれば子供達の保護のための法律や規則を国や公共団体につくって貰うよう請願する。必要な施設を増設して貰う、娯楽や厚生の仕事を進めて貰うとか云うように強力に活動をする責任があるのである。・・・」²

そこで、このような「連絡」のために、「組織」の必要性が提唱される。

「学校と家庭と社会とが一つになって子供達の幸福のために尽くしていく組織が必要になって来るし、このような組織ができ上がって始めて子供達のための仕事が具体的に進められるのである。今迄も学校と家庭の間にはそれぞれ父兄会とか母姉会とか後援会とか保護者会とかがあって学校と家庭とのつながりを持つことに力めてきた。定期的に学校に集まって子供達の教育やしつけについての話を聞いたり、授業の参観をしたり、その他子供達のことの打ち合わせなどを行っているが、それらの多くのは学校設備や催の寄付や後援をすることがその主な仕事であって、本当に子供達の為の仕事をしていくことが少なかった様に思われる。学校の先生方から色々説明をきき、注意をうけ依頼をうけると云う具合で父母の方は常に受身になっていて積極的な活動をすることに欠けていたと思われるのはまことに残念なことである。

そこでこれからは今迄の父兄会などのやり方を十分に反省して、父親も母親も一緒になって、もっと实际的に力ある立派な組織を作る必要がある。それには今迄の父兄会や母姉会をどうすれば生き活きとしたものとする事ができるかを父母や先生が十分に考えることである。先生が中心になった会ではなく、先生と父母が平等な立場に立った新しい組織を作るのがよい。これが「父母と先生の会」である。・・・」³

そこで、この新しい会はどのように運営され、どんなことをすればよいのか。

「・・・父母と先生の会として児童教育や保健問題や其他社会問題、時事問題、経済問題等について必要な知識と教養を身につけるために講演会や講習会や討論会等を開催したり、教育映画を観覧したり、娯楽会其の他の催しをしたり、学校設備其の他の改善や、児童生徒の厚生、福利施設等について具体的に計画してその活動を開始する。必要に応じて栄養その他の研究会や発表会や、色々な調査の展示会等を催すのもよかろう。又専門の講師を依頼して教養をたかめることも大切である。又父母と先生の打ち解けた懇談会や慰安会を催すのも結構である。要するに会員である父母と先生が充分この会を利用し活用出来るような事業内容を盛ることが必要である。(中略) こうして不断に父母と先生が密接に連絡していると、父母の方は自分たちの子弟の学校教育に対する関心がたかまり、子供達が学校でどんな教育をうけているかも解り新しい教育も次第に理解出来るようになる。」⁴

このあたりの活動のイメージは、現在の PTA の実情とそんなに違いはないものである。ただ、「先生と父母が平等な立場に立った新しい組織」という運営の仕方がどのようにして可能なのという課題がその後も残ることになる。

そこで、新しく結成された PTA の法律的、制度的な位置づけが問題となる。これも良く知られているようで、実際にはあまり意識されていないことではあるが、PTA には当時制定された社会教育法に規定された社会教育関係団体という制度的な枠取りがされることになる。以下に、当該の条文を掲げておく。

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係） 十一条、略

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

現在、学校のなかでの、保護者以外の地域の人たちへの社会教育や生涯学習の推進という提案が、今般改訂される学習指導要領の目的のなかでも展開されているが、PTA という組織は、本来は、学校のなかでの社会教育を実施する組織として立ち上げられてきたのである。

2 PTA の組織のあり方と学校との関係

さて、戦後の PTA 活動をめぐって、大きな議論の一つになっているのが、PTA と保護者や教員などの会員との関係である。つまり、会の入会が強制なのか任意なのかという問題である。現実には、いわゆる「自動加入」という形態が実質的にとられていて、多くの場合、上記の問題は、あえて、触れられないというのが、現状であろう。

この点について、戦後を代表する社会教育学者の一人である宮原誠一は次のように述べている。

「PTA は有志が入る団体だ、といっても、これまでは、そういうわけにはいきませんでした。学校援助費というものを PTA が出している以上、子どもが学校に在籍するかぎり、PTA に入会して、会費をおさめないわけにはいかない。この現実には、ひとまず、こういうことにしておきましょう。」⁵・・・「しかし、保護者が自動的に加入するというのは、原則的にまちがいであることは、はっきりとのみこんでおきましょう。・・・わが国では、なおここ当分は、PTA は網羅組織としてつづいていくでしょう。しかし、PTA を PTA らしくしようとするなら、どうしても『有志の活動』という原則を生かさなくてはなりません、PTA の会員全部が一人のこらずなにか一役を、などという幻想をすてさることです。たくさん部や委員会をつくって、学年、学級をタテ割りにして、ひとつの部や委員会に何十人というような委員会をならべて、会報に委員会名簿をのせて、会長が得々としていくといった形式主義はやめにするのです。」⁶

宮原のこの主張は、いわば「正論」ともいえるものである。PTA がアメリカ起源の有志の団体であること、社会教育法で規定されている「公の支配に属さない」社会教育関係団

体であることなどから、当然の原則といえる。しかし、日本の PTA が戦前の学校後援会的な「父兄会」などを基盤にして、いわば「木に竹をつぐ」ようなかたちで短期間に作られたこと、当時の教育財政が PTA によって集められた寄付金のその多くを頼っているという現状などから、この原則を現状に合わせる形で、一定の留保をつけて主張しているのである。

これに対して坂本秀夫はその著『PTA の研究』で PTA の任意加入を退ける。

「任意団体つまり、特定の法律の根拠にもとづかない団体であっても慣習法上条理法の根拠があれば法的根拠があるわけで、その点、PTA は十分根拠がある。・・・親と教師は異質的で不平等である以上任意加入でいっしょに学習するのは無理がともなう。親は親としての義務を果たすために PTA に出席し、教師も教師の義務だからこそ出席する。・・・親と教師の間の深い溝、遠い距離を忘れた情緒的な仲良し論ではなく、親と教師の異質性や利害の対立をきびしく認識した上で相手を尊重し、冷静に協力することが大切であろう。この現実を忘れて PTA を本当に自由参加にしたならば、PTA は消滅してしまうであろう。・・・厳密に言えば PTA は教育の信託を実現する団体としてその学校の親がすべて親の権利を主張する義務として、当然加入すべきである。」⁷

さらに、これも少し古い資料になるが、平湯一仁は『現代 PTA 入門』で、次のように述べている。

「たくさんの人たちが、ある目的のために、自主的につくった組織を大衆団体といいます。したがって、その運営は、会員の総意によってのみ行われ、他からの、いかなる支配も統制も干渉もうけません。PTA が民主的な大衆団体である（実情からいえば、あるべきだ、というべきでしょうが）というのも、そういう意味です。

したがって、自由意志によって加入した人が会員であり、会員は自由意志によって、いつでも脱会できます。・・・」⁸

ただし、平井は、PTA を任意加入にすると、PTA にいやげがさしていた会員が退会するという懸念を示した上で、

「加入・脱会の自由ということは、基本的人権ということもかかわって、大衆団体としての重要なルールですが、PTA は・・・かなり変則的な大衆団体としてつづいてきました。もちろん、これは早急に改めなければなりません。しかし、そのための準備なしに、原則だけをふりまわして任意加入制にすることには問題があります。日本の PTA の特殊事情を考慮しないではほんとうの改革にはつがならないからです。」⁹

と続けている。この「特殊事情」とは、PTA が戦後の教育改革のなかで、保護者にその趣旨が十分に理解されないままに、文部省の上からの指導できわめて短時間に全国的に結成されたことを指すが、それを改善するためには、保護者が「任意加入制の意味を徹底的に学習すること」だとしている。¹⁰

なお、PTA 活動をサポートする大阪府教育委員会の生涯学習課のホームページでは、次のような説明がなされている。

「・・・自主的に入会・退会する建て前ではあるものの、実際には子どもの入学・卒業によって自動的に入会・退会するという自動加入制的団体になっています。このため、PTA はわが国最大の社会教育関係団体・成人教育団体となった反面、会員意識が薄い点がみられ、会員数の割には活動が低調になっているという指摘があります。

また、教職員の会員の中には、PTA は保護者だけの組織のように考えている人も多いという指摘もあり、保護者も教職員もそれぞれその会員意識をどのように高めていくかが課題となっています。」¹¹

したがって、この議論に根本的な解決策を講じようと思えば、いまの学校に本当に必要な「この種の」組織をその目的に応じて再構築する以外、方法はないものと考えられる。それでは、目的に応じた組織というとき、どのようなもの求められるのか、筆者は、学校の教育活動に対する参加とその参加に応じた最低限の権限と責任を持った保護者や地域住民の組織がそれに当たるものとする。この場合、坂本が著書で指摘するような欧米での「学校理事会」などが一応考えられるだろう。

二番目に問題にしなければならないことは、宮原のいう「有志の会」というあり方にせよ、坂本のいう「権利の主体としての義務」というあり方にせよ、平井のいう「学習の徹底」にせよ、そのような考え方、あるいは行動の規範、ないし組織の原理が、地域社会のなか十分に成熟しているかどうか、という点である。実は、PTA も含めて、地域社会で組織される様々な団体については、その地域社会のなかでどのようなコミュニティが形成されているのかどうかという点と深く関わっているはずである。この点の吟味なしに、この種の問題、特に学校、家庭、地域社会の連携については、十分に論じ尽くすことができないであろう。

3 地域社会の変容と PTA について

そこで、経済の高度成長の前後で日本のコミュニティのあり方がどのように変化したのかを、簡単に踏まえておきたい。従来、この議論のいわば最大公約数的なものは、社会学者の広井良典がその著書『コミュニティを問いなおす』のなかで指摘した、「農村型コミュニティ」と「都市型コミュニティ」の区別であろう。筆者も他の論文で引用したが、改めてその部分を示しておく。

「・・・『農村型コミュニティ』とは、“共同体に一体化する（ないし吸収される）個人”ともいふべき関係のあり方を指し、それぞれの個人が、ある種の情緒的（ないし非言語的な）つながりの感覚をベースに、一定の『同質性』ということをも前提として、凝集度の強い形で結びつくような関係性をいう。これに対し『都市型コミュニティ』とは、“独立した個人と個人のつながり”ともいふべき関係のあり方を指し、個人の独立性が強く、またそ

のつながりのあり方は共通の規範やルールに基づくもので、言語による部分の比重が大きく、個人間の一定の異質性を前提とするものである。」¹²

広井のコミュニティをめぐる区分の指標はこれにとどまらないが、この間の地域社会の変化の大筋を議論するための最低の参照基準として、ここではこの区分を取り上げた。その上で、着目したいのは、学校への市民の教育参加や保護者の学校への関わり、責任について、それがどのような文脈で語られ、議論され、どのような学校と家庭、地域社会との連携、あるいは地域社会での市民間の教育をめぐる連携が行われるのかは、その学校が設置されている地域社会やその学校に通う保護者たちのコミュニティのあり方に大きく左右されるのではないか、という観点である。

このこと自体は余りにも自明で論を俟たないものだが、広井のコミュニティの二つの類型をその学校の教員や保護者の集団に当てはめた時、そこで取り組まれる活動の内実、つまり人々の連携の内実が大きく変わってくるのではないだろうか。そして、そもそも PTA が任意加入か強制加入あるいは自動加入かという議論は、このコミュニティの類型に対応したものといえるのではないか。

私事にわたるが、筆者は 1990 年代の後半、96 年度から 98 年度にかけて、大阪府下の小学校の PTA 会長を 3 年間務め、PTA 改革を保護者や教職員といっしょに行った経験がある。¹³ 当時、この小学校では急激な児童数の変化のため、PTA の保護者の役員や部員の負担感が急激に増し、なんらかのかたちで組織の「スリム化」を行わないと、役員のなり手が枯渇するという事態に立ち至り、それを改善するための PTA の組織改革、規約改正などを行った。その時、保護者の間から出た疑問が、PTA は任意加入か強制加入かという議論であった。校長は、任意加入であると明確にアナウンスすることは学校にとっては前向きに受け止めることができないというスタンスだったが、先にも述べたように、保護者が集まる組織が PTA しか存在しないという状況では、これは十分理解できることであった。他方で、社会教育関係団体という性格からみて、任意加入という制度の建前を真っ向から否定するわけにもいかなかった。

結局、2 年間の議論の末、従来あった各種の部会（学年部会、広報部会、成人保健体育部会など）を年度ごとに自由に組み替えることのできる「係り」とし、各学級から選出していた委員の数を 4 人から 2 人に減らし、有志が 5 人集まり、一定の目的を持った活動を提案し、それが運営員会で承認されれば、「任意活動」として、一定期間展開ができる、などの組織改革を行った。いわば、既存の「自動加入」ないし「強制加入」的な PTA に、一部、任意加入的な要素を組み込んだものだった。これは、厳密にいえば一つの組織の中に違う原理を組み込むことになるので、齟齬を産む可能性をはらむが、会員の活動の自由度は大幅に増すことになった。

問題は、この改革のプロセスのなかで見えてきたことである。これは多分、当時の、そして現在でも多くの PTA で見られることだと考えられるが、PTA の委員にはじめて選ばれて、会議に出席した人も多く、そもそも本当に自分の自発的な意志で、そして明確な目的意識をもって、つまり組織のめざすミッションを自覚した有志として PTA に参加し会議に出席している人は、それほど存在しないということである。私たちの場合、改革の議論を

PTA の会議で議題に上げて論議を始めた時、その会議に出席している多くの保護者や教員にとって、PTA 改革の必要性について意見を求められても、即答できる人はむしろ少数派であり、多くの人はとまどいを隠せなかったというのが実情であった。逆に、司会をしていた筆者は、PTA 改革を本当に進めようと思えば、会員が課題意識と目的意識を持つことが不可欠であることを改めて痛感したのである。その後、そうした議論が PTA の会議でできるような環境づくりをつくるために腐心することになった。

この経過の詳細に立ち入ることはできないが、先ほどの広井の類型に当てはめると、従来型の自動加入、強制加入の PTA が「農村型コミュニティ」、任意加入、有志の組織としての PTA が「都市型コミュニティ」と一応、分類することができるだろう。ところが仮にこのような類型を PTA 活動に当てはめてみると、その内実は地域ごと、学校ごとで大きく異なっているだろうし、一つの PTA に集う人たちのなかでも、「あるべき PTA の姿」として意識的あるいは無意識的に描いている行動の規範としているものは異なっているだろう。

ただ、広井の類型と対応させることのできるひとつの指標としては、やはり、PTA が「強制加入か任意加入か」つまり、加入について、保護者に選択権があるのかという点であろう。この点については議論の歴史があることを先ほど指摘したが、昨今では共働きカップルの増加という事態のなかで、PTA 活動にさく時間帯の捻出に苦勞することから、PTA への関わり方の問題がマスコミやネット上で話題になっている。¹⁴

問題は、それぞれの地域社会や保護者の間でどのようなコミュニティが形成されているのかを十分に踏まえた上での、組織の展望を見出すことが当面、必要であることと、その上で、保護者、地域住民ないし市民の学校参加のためのしくみや組織をどう作っていくのかという点に、最終的には帰着する。これは筆者が関わった PTA 改革のなかで、当時の役員の間だけでの議論ではあるが、ようやく辿りついた結論であった。

つまり、場合によっては負担感が増す PTA が従来やってきた社会教育的な活動は、組織の本来のあり方として、文字通り有志の任意活動に限定し、どうしても学校と保護者との間で協力関係を築いて対応しなければならない部分については、その役割を遂行できる、その役割に即した組織を作るべきだ、という結論である。

ところで、2004 年に地方教育行政の組織及び運用に関する法律が改正され、文部科学省のいうところの「コミュニティ・スクール」が制度化された。これは、2000 年に学校教育法施行規則の改正で各学校で設置が可能となった学校評議員制度をさらに進めるものだといえる。つまり、各教育委員会が指定する学校について学校運営協議会を設置することができ、この学校運営協議会は、その学校を所管する教育委員会が保護者や教育委員会が必要と認める者を任命し、その学校の校長が作成する、学校運営に関する基本的な方針を承認する権限を持つというものである。(同法 45 条の 5)

2016 年 4 月 1 日現在でコミュニティスクールの指定校数は 2,389 校で、学校数は 33,372 校(国立、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校の合計、2016 年 12 月 22 日現在、文科省学校基本調査より)で、実施率はこの数字の限りでは、約 7 パーセントとなっている。2011 年 3 月の東日本大震災以来、地域社会における拠点としての学校的重要性が改めて強調されたり、中央教育審議会の答申「新しい時代の教育や地方創生に向

けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(2015年12月27日)では、「これからの厳しい時代を生き抜く力の育成, 地域から信頼される学校づくり, 社会的な教育基盤の構築等の観点から, 学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり, そのことを通じ, 社会総掛かりでの教育の実現を図る必要」が指摘され、「一方的に, 地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく, 子供の育ちを軸として, 学校と地域がパートナーとして連携・協働し, 互いに膝を突き合わせて, 意見を出し合い, 学び合う中で, 地域も成熟化していく視点」と子どもが「地域に出向き, 地域で学ぶ, あるいは, 地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど, 学校と地域の双方向の関係づくり」の重要性が強調されている。

この「連携・協働」のためには、「都道府県や市町村の教育委員会内において, コミュニティ・スクールや学校運営改善施策を担当する学校教育担当部局と, 学校支援地域本部や放課後子供教室等の施策を担当する社会教育担当部局との連携・協働体制の構築が不可欠である」ことが謳われている。

そして、その実現の鍵を握るのがコミュニティ・スクールであり、同答申は「学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し, 子供たちの生きる力を育むためには, 地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており, コミュニティ・スクールの仕組みの導入により, 地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立される。このため, 全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり, 学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要」であり、「その際, 基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ, 教育委員会が, 積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討」することが提起されている。¹⁵そして、2017年になって文科省は、コミュニティ・スクールの設置を2017年度から教育委員会の努力義務にするよう法改正を行うとの報道がなされている。¹⁶

コミュニティ・スクールの設置の経緯や意義、課題については、紙数の都合上、別稿に委ねざるを得ないが、学校へ教育参加というきわめて今日的な課題を、その地域コミュニティのあり方とも関連して、市民、特に保護者や地域住民がどのように受け止め、それを自らの課題として主体的に向き合うことができるのだろうかという根本的な問題がここには横たわっているように考えられる。

学校を支援する、あるいは地域社会のさまざまな活動に参画することは、NPO的な活動として可能であり、そのウイングを広げることが必要であり、その手立てを工夫することは当然のことであろう。ただ、真の意味での「連携・協働」ということであれば、学校と市民とは対等であり、市民の側が、「自分たちは、このような子どもに育ててほしい」という明確な目標を共有し、そのための自主的な活動を行うなかで、学校教育と対峙するという姿が見られなければならないはずである。

筆者はこの間、「市民が市民を育てる」というコンセプトが市民の側に必要であるという問題提起を行ってきた。それは、「教育の市民自治」ともいうべきもので、政府の関係機関からの要請が強まる中で、まず第一にふり返って検討しなければならない課題ではないのか。戦後一貫して、PTAが事実上、学校と保護者をつなぐ唯一の機関で会ったことは間違いない。先にも述べたように、むしろ問題はその点にある。PTAは公の支配には属さない

社会教育団体という制度の枠組みをまといながら、実際には、高度成長が終わるまでの時期は学校後援会的な機能を果たし、それ以後、特に 1990 年代以降、学校五日制の実施などの制度の改編や学校と家庭や地域の連携が叫ばれるなかでは、さらに「学校の助っ人」という役割を期待されて今日に至っている。しかし、本当に重要なことは、保護者が、あるいは市民が地域の学校の教育活動にどのように向き合えばいいのか、そのための枠組みや工夫をどのように創造していけばいいのかということではなかったのか。筆者が PTA 改革に携わっていたとき、一生懸命頑張ってください、役員の方々が、「会長、PTA って、自分たちで変えることができるんですね」とつぶやかれたことがあった。文科省が推し進めようとしているコミュニティ・スクールなどの新しい枠組みが、こうした課題にどのような意味をもつのかは、別の機会に論じてみたい。¹⁷

1 『アメリカ教育使節団報告書』1948 年 3 月 31 日 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1272931>
2017 年 1 月 5 日確認、国会図書館デジタル・コレクション

2 文部省「父母と先生の会」PTA 史研究会編『日本 PTA 史』日本図書センター、2004 年 360～361 頁

3 同、361 頁

4 同、363 頁

5 宮原誠一『PTA 入門』国土社、1990 年（初出、1967 年）28 頁

6 同上、30 頁

7 坂本秀夫『増補新版 PTA の研究—親の教育権を見直す』三一書房、1988 年、130～132 頁

8 平井一仁『現代 PTA 入門—PTA をたてなおそう』新評論、1973 年、103 頁

9 同、104 頁

10 同、106 頁

11 大阪府教育委員会、PTA 指導者の手引き <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/michisirube/>
2017 年 2 月 28 日確認

12 広井良典『コミュニティを問いなおす』（ちくま新書、2009 年）、15 頁。なお、広井のコミュニティ論についての筆者の見解は、拙論「コミュニティ教育と家庭教育」を参照。（関西大学初等教育学会編『学校教育論集』第 6 号、2016 年 3 月、所収）

13 詳細については、以下の文献を参照。山本冬彦「地域と PTA 活動をめぐって」子ども情報研究センター編『はらっぱ』第 191 号、1999 年、山本冬彦「地域からの教育改革と教育参加」国民教育文化総合研究所編『教育と文化』13 号、2000 年

14 例えば、2017 年 2 月 1 日のフジテレビ系列の朝のニュースショー番組「特ダネ」で女優の菊池桃子氏が、2016 年 3 月の一億活躍国民会議において「任意加入にもかかわらず全ての人が参加するような雰囲気づくりがされている。働くお母さんにとって PTA 活動が仕事に支障をきたしている」という内容の発言をしたことが紹介された。

15 文科省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/shitei/detail/1372303.htm
2017 年 2 月 28 日確認。なお、答申の引用は引用者による。

16 『日本教育新聞』2017 年 2 月 13 日付、第 1 面

参考文献

- ・宮原誠一『PTA 入門』国土社、1990 年（初出、1967 年）
- ・坂本秀夫『増補新版 PTA の研究—親の教育権を見直す』三一書房、1988 年
- ・平井一仁『現代 PTA 入門—PTA をたてなおそう』新評論、1973 年
- ・全国 PTA 問題研究会編『PTA とは何か 総集編』あすなろ書房、1996 年
- ・全国 PTA 問題研究会編『PTA 活動を考えよう 活動編』あすなろ書房、1993 年
- ・PTA 史研究会編『日本 PTA 史』日本図書センター、2004 年
- ・広井良典『コミュニティを問いなおす』（ちくま新書、2009 年）
- ・永岡順、岡田眞文編『新学校教育全集 21 学校経営』ぎょうせい、1995 年
- ・岡崎友典、高島秀樹、夏秋英房『地域教育の創造と展開—地域教育の社会学』2008 年、日本放送出版協会
- ・岡崎友典、玉井康之『コミュニティ教育論』2010 年、日本放送出版協会

-
- ・佐藤晴雄編著『コミュニティ・スクールの研究—学校運営協議会の成果と課題—』風間書房、2010年
 - ・佐藤晴雄『コミュニティ・スクール—「地域とともにある学校づくり」の実現のために』エイデル研究所、2016年
 - ・仲田康一『コミュニティ・スクールのポリシー—学校運営協議会における保護者の位置』勁草書房、2015年
 - ・日本PTA全国協議会編『PTA90事例』ジヤース教育新社、2016年
 - ・山本冬彦「地域とPTA活動をめぐって」子ども情報研究センター編『はらっぱ』第191号、1999年
 - ・山本冬彦「地域からの教育改革と教育参加」国民教育文化総合研究所編『教育と文化』13号、2000年
 - ・山本冬彦「学校教育と学校外教育との関連を考える—特にPTA活動の現状をめぐって」『関西大学教職課程研究センター年報』15号、2001年
 - ・山本冬彦「学校と学校外の連携についての基本的課題」関西大学教育学会編『教育科学セミナー』33号、2002年
 - ・山本冬彦「学校と学校外の連携についての基本的課題Ⅱ—特に学校評議員制度と学校参加をめぐって」関西大学教育学会編『教育科学セミナー』34号、2003年